

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

10463

橋梁長寿命化対策事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備
施策	2	生活道路の整備
取組方針	2	橋梁、トンネル等の適正管理

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	
	その他	○		
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		土木費	
	項		道路橋梁費	
	目		道路維持費	
	大事業		道路維持修繕事業	
	中事業		橋梁長寿命化対策事業	

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	道路管理課	稲立 昭彦 435-1088
事業実施の根拠法令			関連課			

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	橋梁長寿命化計画に基づき既存橋梁の修繕等を行い長寿命化を図る		老朽化した橋梁の修繕			
事業内容		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
		橋梁補修委託業務 5橋 橋梁補修工事 5橋	既存橋梁の点検・補修	既存橋梁の点検・補修		

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	239,944	238,795	289,894	424,831	338,385	329,114	0	0	0	0
伸び率(%)	△4.2%	△17.8%	20.8%	77.9%	16.7%	△22.5%	△100%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	30,130	30,370	30,122	30,203	31,052	24,444	0	0	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	30,130	30,370	30,122	30,203	31,052	24,444	0	0	0
国庫支出金	131,202	126,634	151,725	235,142	172,250	167,991	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	98,000	100,500	138,900	178,000	167,100	156,800	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	10,742	11,661	△731	11,689	△965	4,323	0	0	0	0
所要人数 (人)	正規職員	3.77	3.80	3.74	3.75	3.90	3.07	0.00	0.00	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	橋梁修繕工事334,000千円 測量設計委託4,000千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
15m以上の橋梁修繕箇所数	箇所	目標値		30	35	40		
		実績値		29	35	37		
		達成度(%)		97%	100%	%	%	%
進捗状況	橋	目標値		30	35	40		
		実績値		29	35	37		
		達成度(%)		97%	100%	93%	%	%
成果指標		目標値						
		実績値						
		達成度(%)						

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか	○	急いで取り組む		中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	平成26年7月1日付、道路法施行規則において「橋梁やトンネルなどの道路施設の点検は5年に一度を基本とするなどの点検の基準」、「維持・修繕に係る技術的基準」等が施行され、2m以上の道路橋においても5年毎に1回の定期点検が義務化されました。本市においても、978橋（令和元年度末現在）の管理橋に対し対策を講じていく必要があります。今後、事業を拡大し、橋梁の安全性を向上させるとともに、予防的保全により延命化を図ることで、将来の維持管理コストの縮減に努める必要があると考えています。
見直し・改善内容	人員配置の見直し